

われます。また、養豚は本県の有力産業として振興を計ってきた以上、その排水処理に関しても、県が責任をとる義務があります。巨大処理場の建設、排水の畑地還元、肥料への転化技術の開発などを推進すると共に、環境に応じた豚の飼育頭数制限をすることが是非とも必要であると考えます。

八、高浜入り干拓計画の中止

高浜入りの干拓は水資源の確保、水質保全、漁業の振興、自然環境の保護の観点から、即刻中止すべきであります。

九、学園都市の排水について

学園都市の排水は、第三次処理の後、利根川へ放流する計画であると発表されておりますが、今後いかなる事態が生じても、絶対に霞ヶ浦に流入させてはなりません。

十、ヘドロ浚渫計画の中止

湖底に堆積したヘドロの浚渫は、ただいたずらに未分解の有機物を拡散させ、溶存酸素を消費し、水の汚染を一層深刻化させるばかりでありますので、行うべきではないと考えます。

十一、水質検査データの公表

茨城県技術センターは、霞ヶ浦の水質検査をしばしば行っておりますが、その結果は一般に公表せず、また、茨城県霞ヶ浦水道事務所では、汚染水を処理するために莫大な量の薬品を投入していると聞いていますが、これも正確な量は公表されておりません。しかし、これらはいずれも市民の健康や生命にかかわりあいのある重大問題でありますので、水質汚濁防止法第十七条の、県知事に課せられた「公表の義務」に基き、是非とも市民の前に「定期的」に公表すべきであります。

〈参考資料一〉

霞ヶ浦総合開発計画

(目的)

(前略) “水と緑と人間集団の調和”を基本目標に霞ヶ浦及び周辺地域の自然環境の調和を基調とし汚濁した

水質の回復、水資源の利用ならびに周辺地域の整備等、秩序ある地域開発を総合的、かつ計画的に推進し、地域住民の福祉の向上を期する。

基本方針